

公益財団法人香川県スポーツ協会 スポーツ功労者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、スポーツの振興に貢献し、その功績が特に顕著であるものを表彰するとともに、これを称揚し、本県スポーツの伸展に資することを目的とする。

(推せん委員会)

第2条 県スポーツ協会及び加盟団体から推せんのあった受賞候補者を選定するために、本会に推せん委員会を置く。

2 推せん委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げるものから会長が委嘱する。

- (1) 公益財団法人香川県スポーツ協会理事
- (2) 学識経験者
- (3) 県教育委員会事務局

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(受賞者の決定)

第5条 会長は、推せん委員会から推せんのあった者を理事会に付託し、受賞者を決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、賞状及び記念品を贈呈する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年1月30日から施行する。

この規程は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

公益財団法人香川県スポーツ協会 スポーツ功労者表彰選考基準

- 1 地域体育の振興につくした人
- 2 協会等の役員として功績のあった人
- 3 優秀な選手を育てるなど、指導者としてすぐれた人
- 4 顕著な成績を収めた個人又は団体

選考上の留意事項

- (1) 選考基準の1及び2については、元会長、元理事長等で多年にわたり功績のあったものとし、原則として60歳以上の者を対象とする。
- (2) 選考基準の3については、過去10年間の実績を参考にする。
- (3) 選考基準の1、2による人員は毎年2～3名まで、また3による人員は毎年2～3名までとし、いずれも過去に体育功労賞（文部科学大臣表彰）を受賞した者は除く。ただし、故人については、別枠として表彰できるものとする。
- (4) 選考基準の4については、次の成績を収めた個人又は団体とする。
 - ①国民体育大会で優勝
 - ②種目別全日本選手権大会で優勝
 - ③世界的規模の大会で入賞（3位以内）
- (5) 選考基準の4について、オリンピックでメダルを獲得するなど、特に顕著な成績を上げ、県の名を高めるとともに県民に明るい希望を与えた個人又は団体に、特別賞を授与する。

附 則（昭和56年6月23日一部改正）

附 則（平成9年1月30日一部改正）

附 則（平成17年5月27日一部改正）

附 則（平成24年4月1日一部改正）

附 則（平成28年4月1日一部改正）

附 則（平成30年4月1日一部改正）

附 則（令和3年12月8日一部改正）